令和３年度「ベビーシッター派遣事業割引券」（通常）の発行について

１．趣旨

本学教職員の育児と就労の両立支援の一環として「ベビーシッター派遣事業割引券」を発行します。

本制度は、内閣府の委託を受け公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

２．利用期間

令和３年４月１日～令和４年３月３１日

発行枚数に限度があるため、利用枚数が上限に達した場合は、利用期間内であっても配布を終了します。

３．利用対象者

本学に勤務している職員（附属教員を含む・非常勤職員は本学で厚生年金保険を負担している者）

４．対象児童

（１）乳幼児又は小学校３年生までの児童

（２）健全育成上の世話を必要とする小学校６年生までの児童（障害者手帳・療育手帳の交付を受けている児童、その他地方公共団体が実施する障害児施策の対象となっている児童）

５．対象サービス

平日勤務及び時間外勤務、休日勤務のために、公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社のサービスを受ける場合で、以下のいずれかに該当する場合。

（１）家庭内における保育

（２）ベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設への送迎

①家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育所等施設間の送迎ではないこと。

②同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。

③送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること。

④ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者が運営する保育施設の送迎でないこと。

６．利用の条件

配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労すること（職場への復帰を含む。）が困難な状況にあること。

７．割引金額

対象児童×2 枚（最大 4,400 円）／１日（回）あたり

※利用料金が１回につき使用枚数×2,200 円以上のサービス を対象とする。

※会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。

８．利用限度

対象児童１人につき１日（回）２枚

１家庭につき１カ月に２４枚、１年間に２８０枚まで利用可能。

ただし、「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、１家庭１日（回）につき１枚とし、年度内に４枚以内とする。

９．利用できるベビーシッター会社

公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社に限る。

愛知県内で利用できるベビーシッター会社は以下のとおり。

①（株）タカミサプライ中部支社

②チャイルドケアサービスぴよぴよ（株）ケアメイトサービス

③ポピンズナニーサービス名古屋（株）ポピンズ

④マーマ名古屋オフィス・パレット（株）

⑤（株）トットメイト

⑥（有）ナゴヤ・ベビーシッター・サービス

⑦（有）ミミ

詳細及び他県については以下の公益社団法人全国保育サービス協会 Web サイトを参照。

http://acsa.jp/htm/joining/list.htm#area20

１０．利用の手順

（１）事前登録

事前に公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社の利用契約を確認し、利用申込を行ってください。

（２）割引券申請

提出期限までに必要書類を提出先までＥメール、学内便等によりご提出ください。

【必要書類】

・ベビーシッター派遣事業割引券申込書

・ベビーシッター事業者との契約書の写し（同一の業者及び内容であれば２回目からは省略可能）

・対象児童が小学４年生以上の場合、その他健全育成上の世話を必要とする要件に該当することがわかる書類

※利用限度内であれば、１ヵ月分をまとめて請求することも可能です。

【提出期限】

・利用予定の７日前（土日を含む）

※緊急時については下記担当（提出先）までご相談ください。

【提出先】

愛知教育大学人事労務課労務・福祉係

TEL：0566-26-2123、2126

E-MAIL：sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

（３）割引券交付

申込内容を確認後「ベビーシッター派遣事業割引券（ベビーシッター派遣事業割引券本券（以下「割引券本券」という）+ベビーシッター派遣事業割引券使用報告用半券（以下「報告用半券」）という）」を発行します。

学内便にて送付いたしますので、同封の「ベビーシッター派遣事業割引券受領書」をご返送ください。

（４）サービス利用時の対応

サービス利用時に必要事項を記載の上、ベビーシッターに「ベビーシッター派遣事業割引券（割引券本券+報告用半券）」を提出し、下表のとおり必要事項の記載を依頼してください。

割引券本券と報告用半券を切り離し、ベビーシッターに割引券本券を渡し、報告用半券は必ずご自身が受け取ってください。

利用金額から使用枚数×２，２００円を差し引いた金額をベビーシッターに支払ってください。

割引券名	報告用半券	割引券本券
利用者 記載内容	対象児童名 対象児童生年月日	対象児童名 対象児童生年月日 利用日 利用時間
ベビーシッター 記載内容	利用日 利用時間 ベビーシッター名 ベビーシッター事業者名	ベビーシッター名 利用場所（都道府県） ベビーシッター事業者名 利用料金

（別紙様式）

ベ ビ ー シ ッ タ ー 派 遣 事 業 割 引 券

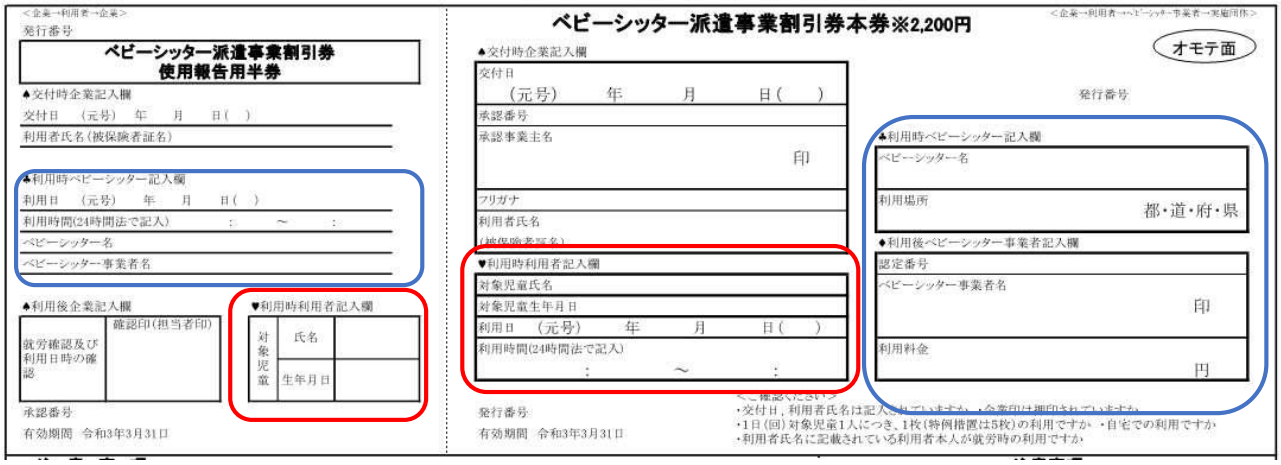

赤枠内は利用者記入　　青枠内はベビーシッター記入

（５）サービス利用後

利用者はひと月分をまとめて、翌月の５日までに、下記担当へ報告用半券を提出してください。

１１．その他

（１）２０２１年４月以降内閣府ベビーシッター割引券を利用して割引を受けた額については、所得税法上、非課税所得となります。

（２）都合により使用しなかった割引券は年度内に担当に返却してください。

【本件担当】
愛知教育大学総務・企画部人事労務課労務・福祉係
TEL：0566-26-2123、2126
E-MAIL：sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

令和３年度「ベビーシッター派遣事業割引券」（特例措置）の発行について

※文中の ＿＿＿ は令和３年度「ベビーシッター派遣事業割引券」（通常）との相違点

１．特例措置の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校や保育所等において臨時休業が行われることに伴い、保護者の休暇取得や放課後児童クラブ等の利用状況等も踏まえ、ベビーシッターを利用することとなった場合の利用料金を補助するものです。

２．利用期間

令和３年４月１日～終期については未定

３．利用対象者

本学に勤務している職員（附属教員を含む・非常勤職員は本学で厚生年金保険を負担している者）

４．対象児童

（１）乳幼児又は小学校３年生までの児童

（２）健全育成上の世話を必要とする小学校６年生までの児童（障害者手帳・療育手帳の交付を受けている児童、その他地方公共団体が実施する障害児施策の対象となっている児童）

５．対象サービス

平日勤務及び時間外勤務、休日勤務のために、公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社のサービスを受ける場合で、以下のいずれかに該当する場合。

（１）家庭内における保育

（２）ベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設への送迎

①家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育所等施設間の送迎ではないこと。

②同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。

③送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること。

④ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者が運営する保育施設の送迎でないこと。

６．利用の条件

（１）配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労することが困難な状況にあること。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響で子どもの通う小学校や保育所等が休校・休園になっていること。

７．割引金額

１日（回）に児童１人につき２，２００円の割引券を発行

※２，２００円以上の利用料金に限る。
※会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービス提供に付随する料金は含まない。

８．利用限度

１日（回）対象児童１人につき５枚
１家庭につき１カ月に１２０枚、１年間の上限はなし。

９．利用できるベビーシッター会社

公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社に限る。
愛知県内で利用できるベビーシッター会社は以下のとおり。
①（株）タカミサプライ中部支社
②チャイルドケアサービスぴよぴよ（株）ケアメイトサービス
③ポピンズナニーサービス名古屋（株）ポピンズ
④マーマ名古屋オフィス・パレット（株）
⑤（株）トットメイト
⑥（有）ナゴヤ・ベビーシッター・サービス
⑦（有）ミミ
詳細及び他県については以下の公益社団法人全国保育サービス協会 Web サイトを参照。
http://acsa.jp/htm/joining/list.htm#area20

１０．利用の手順

（１）事前登録
事前に公益社団法人全国保育サービス協会が指定するベビーシッター会社の利用契約を確認し、利用申込を行ってください。

（２）割引券申請
提出期限までに必要書類を提出先までＥメール、学内便等によりご提出ください。

【必要書類】
・ベビーシッター派遣事業割引券申込書
・ベビーシッター事業者との契約書の写し（同一の業者及び内容であれば２回目からは省略可能）
・対象児童が小学４年生以上の場合、その他健全育成上の世話を必要とする要件に該当することがわかる書類
・新型コロナウイルス感染症対策の特例措置を利用する場合は小学校等が臨時休業等になったことがわかる書類

【提出期限】
・利用予定の７日前（土日を含む）

※緊急時については下記担当（提出先）までご相談ください。

【提出先】
愛知教育大学人事労務課労務・福祉係
TEL：0566-26-2123、2126
E-MAIL：sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

（３）割引券交付
申込内容を確認後「ベビーシッター派遣事業割引券（ベビーシッター派遣事業割引券本券（以下「割引券本券」という）+ベビーシッター派遣事業割引券使用報告用半券（以下「報告用半券）という）」を発行します。
学内便にて送付いたしますので、同封の「ベビーシッター派遣事業割引券受領書」をご返送ください。

（４）サービス利用時の対応
サービス利用時に必要事項を記載の上、ベビーシッターに「ベビーシッター派遣事業割引券（割引券本券+報告用半券）」を提出し、下表のとおり必要事項の記載を依頼してください。
また、ベビーシッター派遣事業割引券の裏面の事由欄に特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由（※）を記入してください。事由欄に記載が無い場合には特例措置の適用は受けられません。
※事由欄には休校等になった日時及び学校等の名称を以下の記載例のとおり記載してください。
記載例）○月○日　○○小学校が休校のため
○月○日　○○保育園より登園自粛要請が出されたため　など

割引券本券と報告用半券を切り離し、ベビーシッターに割引券本券を渡し、報告用半券は必ずご自身が受け取ってください。
利用金額から使用枚数×２，２００円を差し引いた金額をベビーシッターに支払ってください。

割引券名	報告用半券	割引券本券
利用者 記載内容	対象児童名 対象児童生年月日	対象児童名 対象児童生年月日 利用日 利用時間
ベビーシッター 記載内容	利用日 利用時間 ベビーシッター名 ベビーシッター事業者名	ベビーシッター名 利用場所（都道府県） ベビーシッター事業者名 利用料金

（別紙様式）

ベ ビ ー シ ッ タ ー 派 遣 事 業 割 引 券

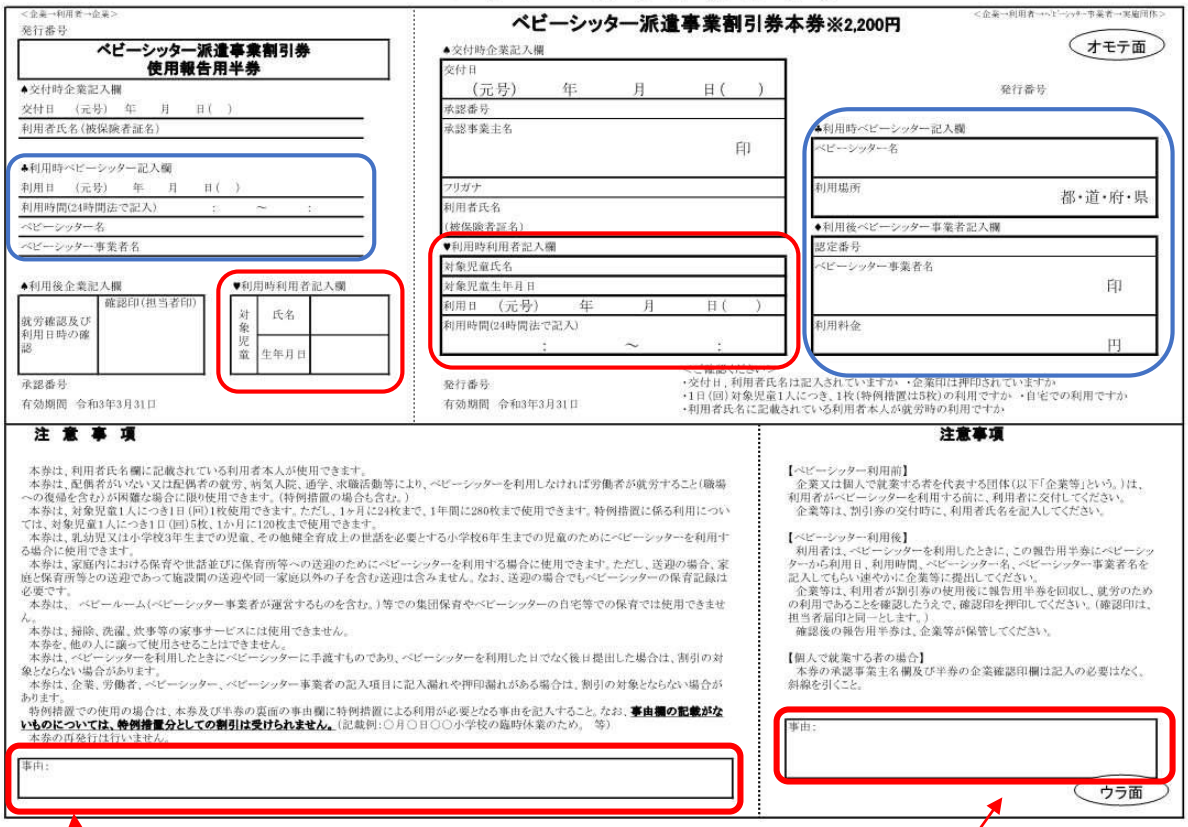

赤枠内は利用者記入　　青枠内はベビーシッター記入

事由欄に休校等になった日時及び学校等の名称を記入してください。

（５）サービス利用後

利用者はひと月分をまとめて、翌月の５日までに、下記担当へ報告用半券を提出してください。

１１．その他

（１）２０２１年４月以降内閣府ベビーシッター割引券を利用して割引を受けた額については、所得税法上、非課税所得となります。

（２）小学校等が臨時休業等となっていないにもかかわらず、対象者の判断で小学校等の休業等を行った場合には、特例措置の対象とはなりません。

（３）都合により使用しなかった割引券は年度内に担当に返却してください。

【本件担当】

愛知教育大学総務・企画部人事労務課労務・福祉係

TEL：0566-26-2123、2126

E-MAIL：sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp

愛知教育大学ベビーシッター派遣事業割引券　申込書

申請日：　　年　　月　　日

下記の通り、ベビーシッター派遣事業割引券を申請します。

申請者	所　属 （課名又は講座名等を記入）			
	職　名			
	氏　名			※氏名は共済組合員証または健康保険被保険者証と同一の名前を記入ください。
	E-mail			
	電話番号 ※いずれかに記入してください	内　線		
		携　帯	ー　　ー	
	申請理由	□ 配偶者※1の就労・病気療養・求職活動・就学等により就労することが困難な状況である □ ひとり親家庭であり就労することが困難な状況である □ 職場復帰のため □ その他（　　） ※1「配偶者」は事実婚の場合も含みます		
対象児童①	氏　名		生年月日	年　　月　　日
		□ 乳幼児又は小学校3年生までの児童である □ その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童である		
対象児童②	氏　名		生年月日	年　　月　　日
		□ 乳幼児又は小学校3年生までの児童である □ その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童である		
割引券申請内容	申請枚数	計　　0　　枚		
	内訳	※ 欄が足りない場合には追加して下さい。 ※ 対象児童の欄には上記児童の内該当児童の番号を記入下さい。 ※ 利用内容の欄には各利用予定日ごとに下記の英字を記入ください。 （ A:居室内での保育、 B:保育所等への送迎 ） ※ 時間外・休日勤務の欄には該当する場合、チェックをつけてください。		

利用予定日	枚　数	対象児童	利用内容	時間外・休日勤務
月　　日（　　）　　：　　～　　：	枚			□
月　　日（　　）　　：　　～　　：	枚			□
月　　日（　　）　　：　　～　　：	枚			□
月　　日（　　）　　：　　～　　：	枚			□
月　　日（　　）　　：　　～　　：	枚			□

【対　象　者】割引券は本学職員（非常勤職員は本学で厚生年金保険を負担している方）が利用できます。
【申請締切】利用予定日の7日前まで（土日含む）
【添付書類】ベビーシッター事業者との利用契約書（写）又は利用申込書（写）を下記提出・問合せ先に提出してください。
※申込内容に変更があった場合は申し出てください。

【提出・問合せ先】

愛知教育大学　総務・企画部人事労務課　労務・福祉係
E-mail：　sankaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp
Tel：　0566-26-2123, 2126

事務使用欄	
起案日：	決裁完了日：

ベビーシッター派遣事業割引券（通常）

育児を担っている方が、就労するためにベビーシッターの利用が突発的に必要となった際など、子ども1人につき1日（回）2枚まで利用することができます。

対象者

配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又はひとり親家庭のため、サービスを使わなければ就労すること（職場への復帰を含む）が困難な状況にある人

対象児童

①乳幼児
②小学校３年生までの児童
③その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童（条件有）

使用条件

割引券は1日（回）対象児童1人につき2枚、1ヶ月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。

割引内容

割引券1枚につき、2，200円の割引が受けられます。
※利用料金が使用枚数×2，200円以上であることが条件となります。
（例1）子ども2人について、1時間2，000円のサービスを、2時間利用した場合
2人×2時間×2，000円＝8，000円
割引券3枚×2，200円＝6，600円の割引となり、
8，000円－6，600円＝1，400円　の自己負担で済みます！
（例2）子ども1人について、1時間2，000円のサービスを、朝2時間、夜2時間利用した場合
（朝）1人×2時間×2，000円＝4，000円　（夜）1人×2時間×2，000円＝4，000円
朝に1枚、夜に1枚割引券を使用できますので、8，000円－4，400円＝3，600円の自己負担で済みます！※朝と夜のベビーシッター業者が同一業者であることが前提です。

こんなときに使用できます！

① 配偶者も仕事で帰りが遅くなる日に、残業でお迎え時間に間に合わない！
→ 園や学童保育への迎えと自宅までの送り、自宅での保育

② 子どもが病気になったときに、または回復時に、保育園等にはまだ預けることができないけれど、配偶者も仕事で休めない・・・
→ 自宅での保育

③ 育休から復帰する際に、職場で面談。でも配偶者は平日の昼間は仕事があり、子どもを見ていてくれる人がいない・・・
→ 自宅での保育